

札幌市の医療費助成を拡大します。

子ども医療費助成

令和6年3月まで

小学生までの通院・入院費と
中学生の入院費が助成の対象です。

令和6年4月から

新たに中学生の通院費
が助成の対象となります。

令和7年4月から

新たに高校生の通院・入院費
が助成の対象となります。



	令和6年3月まで		令和6年4月から	令和7年4月から
対象	小学生まで	中学生	中学生まで	高校生まで
助成内容	通院・入院		通院・入院	
窓口負担	<ul style="list-style-type: none"> 初診時一部負担金 医科 580 円、歯科 510 円 調剤、柔道整復、はりきゅう マッサージ、再診は0円 	<ul style="list-style-type: none"> 【生計維持者が住民税非課税の場合】初診時一部負担金 医科 580 円、歯科 510 円 【生計維持者が住民税課税の場合】総医療費の1割(限度額 57,600 円/月) 	<ul style="list-style-type: none"> 初診時一部負担金 医科 580 円、歯科 510 円 調剤、柔道整復、はりきゅうマッサージ、再診は0円 	
	訪問看護は療養費の1割 (限度額 3,000 円/月)		訪問看護は療養費の1割 (限度額 3,000 円/月)	訪問看護は療養費の1割 (限度額 3,000 円/月)

※生計維持者とは、お子さんの父、母、その他監護する方のうち、お子さんの生計を主として維持する方をいいます。(お子さんの父母の場合は、原則どちらか所得の多い方です。)

受給者証をお持ちでないお子さんは申請が必要です。

※生計維持者の所得が限度額以上の場合は対象となりません。

①平成21年4月2日～平成23年4月1日生まれのお子さん (令和6年4月に中学2・3年生になるお子さん)

➡令和5年12月中旬に申請書を送付いたします。

②平成19年4月2日～平成21年4月1日生まれのお子さん (令和7年4月に高校2・3年生になるお子さん)

➡令和6年12月頃に申請書を送付いたします。



※受給者証をお持ちで、制度拡大に伴い引き続き対象となるお子さんには、令和6年3月下旬に令和6年4月からお使いいただける受給者証を、令和7年3月下旬に令和7年4月からお使いいただける受給者証を送付いたします。

重度心身障がい者医療費助成

受給者証をお持ちの方は手続不要です。

○令和6年8月から

精神障がいのある方(1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方)の入院費が助成対象となり、通院・入院費の窓口負担が、住民税課税の方は1割負担(限度額 57,600 円/月)、住民税非課税の方は初診時一部負担金※のみになります。

○中学生・高校生の通院・入院費について

「子ども医療費助成」の拡大に合わせて助成内容を変更するため、窓口負担は、初診時一部負担金※のみとなります。

※初診時一部負担金 医科 580 円、歯科 510 円、柔道整復・はりきゅう 270 円

ひとり親家庭等医療費助成

受給者証をお持ちの方は手続不要です。

○令和6年8月から

住民税非課税世帯の親(子どもの母または父)の通院費が助成対象となり、通院・入院費の窓口負担が、初診時一部負担金※のみになります。

○中学生・高校生の通院・入院費について

「子ども医療費助成」の拡大に合わせて助成内容を変更するため、窓口負担は、初診時一部負担金※のみとなります。

※初診時一部負担金 医科 580 円、歯科 510 円、柔道整復・はりきゅう 270 円

◆お問い合わせ先 各区役所：保健福祉課福祉助成係

中央区役所 ☎205-3302
白石区役所 ☎861-2446
清田区役所 ☎889-2037
西区役所 ☎641-6943
札幌市役所 ☎211-2960

市役所：保険企画課医療助成係

北区役所 ☎757-2462
厚別区役所 ☎895-2474
南区役所 ☎582-4741
手稲区役所 ☎681-2487

東区役所 ☎741-2461
豊平区役所 ☎822-2453

札幌市 医療費の助成 検索

